

## 議案3 東京都居住支援協議会会則の変更(案)について

### 1 監事の選任について(5条3項)

本会の財産及び業務執行の状況を監査する監事は、平成30年度まで、以下の2団体を事務局の提案に基づき、毎事業年度、総会で互選してきた。

令和元年度から、監事を本会会員(会則別表に記載する会員のうち、東京都および別記の東京都が指定した居住支援法人を除く(※))から輪番により選任することとし、その旨会則を改正する。

(平成30年度まで選任された監事)

- 社会福祉法人東京都社会福祉協議会
- 東京都住宅供給公社

監事の選任に当たって、会則第11条(その他)に「本会の運営に必要な事項は、会長が総会に諮った上で、別途定める。」としている。このため、会則の変更に併せて、「監事監査規則」(資料3-4)を定める。

なお、監事の選任は、本会会員から会則別表に記載の会員のうち、宅地建物取引業者で構成する団体及び賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う者で構成する団体とそれ以外団体から輪番により選任する。

※「別記の東京都が指定した居住支援法人」を除く理由

- ・これまでの住宅行政や福祉行政に対する知見を有し、公益法人等の財務・経理に専門的知識を有する。
- ・団体規模が比較的大きく、監事に選任した者に事故があった場合、代理の者を選任することができる。
- これらを満たす団体を監事とするため

### 2 幹事会の書面による議決について 規定追加(7条)

会則第6条第12項では、会長は、やむを得ない事由により総会を開く余裕のない場合においては、議案を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって総会の議決に代える旨規定されている。

本会の運営に当たって、必要な事項の処理を行う幹事会においても、円滑かつ効率的な運営のため、書面による持ち回り議決ができるよう規定を追加する。

### **3 組織改正に伴う会長役職名等の改正について(5条2項・8条・別表)**

都の住宅政策を一層加速し、機動的に展開していくため、東京都都市整備局に住宅政策本部を平成31年4月1日付けで設置した。

これに伴い、本会会長の役職名及び事務局の組織名等をそれぞれ改正する。

### **4 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会の協議会参加について (別表)**

東京都は、平成31年3月7日付で「公益財団法人日本賃貸住宅管理協会」を、東京都の指定する居住支援法人として指定した。

これにより、同協会は東京都居住支援協議会の別表に規定する「別記の東京都が指定した居住支援法人」として参加することとなるが、同協会の概要やこれまでの活動実績等(「資料3-2」を参照)を鑑みて、第4条(会員)に定める「賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う者で構成する団体」として取扱う。